

## アジア編 中国

### 第2回：税務リスクマネジメントと中国税制の特徴(2)

今回は“社内取引段階での課税”ケースや“同一税務案件に対する異なる課税取り扱い”の生じている点を紹介します。この問題は中国の分税制に起因しているといえます。分税制とは、例えば、日本の消費税(国税4%、地方税1%)を想像していただくと分かるように、税収を税目及び納税主体により、中央財源、地方財源、並びに、中央・地方共通財源に分けるとともに、所管徴収機関を国家税務局と地方税務局に分ける制度で、1994年の税制改正により導入されました。導入の趣旨は、それまで地方政府が徴収した税金を中央政府に送らず、自己の支出に当てることにより生じた国庫収入不足を解消するためのものであり、一部の主要税目について地方政府による徴収と使用を認める代わりに、その他の主要税目の税収については中央に確実に納付するようにしたものです。

主要税金の所管分類は以下のとおりです。

所管税務局	国家税務局		地方税務局
財源・税種	中央税	共通税	地方税
所得税	外資企業所得税 企業所得税	-	個人所得税
流通税	消費税、関税	増値税(物品販売対象の 付加価値税) (国75%、地方25%)	営業税(役務提供対象)

まず、“社内取引段階での課税”問題について述べます。共通財源とされる増値税の税収の配分は、一般に中央75%、地方25%とされているので、工場と営業所が異なる地域に存する場合には、増値税をどの地域で徴収するかにより地方政府の取り分が異なることになります。すなわち、顧客への販売がなされた営業所で増値税が徴収され、当該地の地方財源とされる場合には、生産という最も付加価値の高い活動を行っている工場所在地の地方政府は、税収を確保できないことになります。そこで、同一企業内であっても、他地域への製品の移動(工場から営業所)に際しては、原則として、出荷時点で納税することになり、資金負担の問題があります。なお、売上前であるので、製造原価ベースで課税されることになります。更に、増値税は日本の消費税と異なり、制度上輸出を除き還付規定がなく、売上増値税を上回る仕入増値税差額については次期以降の申告において調整(減額)されることになっているために、発送先の営業所で滞留在庫になってしまうと、結果的に仕入増値税の控除が困難となるリスクがあります。

次に、“同一税務案件に対する異なる課税取り扱い”問題について説明します。販売子会社及び支店の設立を制限されている中国では、製品の受注、輸入、アフターサービスのサポート拠点として駐在員事務所が活用されており、中国税務当局はそうした駐在員事務所の行為を、課税行為(非課税とされる補助的・準備的業務

以外の準営業行為)として外資企業所得税及び営業税を課しています。課税根拠は、外資企業所得税(国家税務局所管)については中国国内に営業拠点(恒久的施設)(Permanent Establishment: PE)を有しているとし、営業税(地方税務局所管)については、本店や関係会社への役務提供を中国国内で行っていることによります。しかし、駐在員事務所に対する課税は、共通の通達において規定されているにもかかわらず、国家税務局により非課税と認定された駐在員事務所が、地方税務局では課税認定されるようなことが生じています。

また、同様に、中国子会社に対する長期の技術指導について、国家税務局により PE 認定(183 日免税ルール不適用)されて外資企業所得税が課税されたにもかかわらず、地方税務局が当初 PE 認定に伴う個人所得税課税を指摘しない(非課税)というケースも生じています。なお、当該ケースでは、後日地方税務局が当初の非課税を撤回し、課税を主張するばかりでなく、遡及的に延滞金を主張する事態が発生しています。

こうした混乱は、主要税目、特に所得税について異なる税務機関が所管していることと、地方の財源確保に執心することの弊害と思われる。このように、中国税制度の日本との相違点とそのリスクを十分に理解して対処することが、税務リスクマネジメントの観点から求められています。

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com) Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村